# プライバシーマーク使用規約



一般財団法人日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク推進センター

# 改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営	平成 23 年 3 月 1 日
		要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版と	
		する。	
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	平成 24 年 10 月 1 日	「プライバシーマークの表示条件」を「プ	平成 24 年 10 月 1 日
		ライバシーマーク使用規約」に追加する。	
1.3	平成 28 年 10 月 14 日	「プライバシーマークの表示条件」に記載	平成 28 年 10 月 14 日
		されている、プライバシーマーク制度のト	
		ップページ URL を変更する。	
1.4	2019年6月27日	産業標準化法(JIS法)改正に伴い、用語	2019年7月1日
		を修正する。	
1.5	2024年2月19日	・第7条を修正	2024年5月8日
		・別紙 1 を修正	
		・プライバシーマークの表示条件を修正	

## プライバシーマーク使用規約

- 第1章 総則(第1条~第2条)
- 第2章 プライバシーマークの使用(第3条~第7条)
- 第3章 権利の保全(第8条~第10条)
- 第4章 改正(第11条)

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 プライバシーマーク付与機関(以下「付与機関」という。)からプライバシーマーク付与を受けた者(以下「付与事業者」という。)が、「プライバシーマーク付与に関する規約」第4条第3項に基づきプライバシーマークを使用する場合の表示及び使用条件等については、この規約に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規約において使用する主な用語及び定義は、次による。
  - 登録番号 付与機関がプライバシーマーク付与に当たって付与事業者に付する番号をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規約で使用する用語は、「プライバシーマーク制度基本綱領」 及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」において使 用する用語の例による。

## 第2章 プライバシーマークの使用

(使用できる範囲)

- 第3条 付与事業者は、プライバシーマーク付与の範囲を超えてプライバシーマークを使用して はならない。
- 2 付与事業者は、プライバシーマークを、名刺、ホームページ、宣伝・広告用資料、封筒、便 箋その他これに類するものに使用することができる。
- 3 付与事業者は、設備、施設又は製品(サービスを含む。)そのものがプライバシーマーク付与 を受けているとの誤認を招くような方法で、プライバシーマークを使用してはならない。

(使用条件)

第4条 付与事業者は、プライバシーマークの使用権について、貸与、再許諾、交換、譲渡、質 入その他一切の第三者への提供を行ってはならない。

(有効期間)

第5条 付与事業者は、プライバシーマークを、プライバシーマーク付与契約(以下「付与契約」 という。)で定める有効期間内においてのみ使用することができる。 (表示)

第6条 付与事業者は、プライバシーマークを、別紙1の規定に従って、表示しなければならない。

#### (返還及び廃棄)

第7条 付与事業者でなくなった者は、プライバシーマークを使用してはならない。付与事業者でなくなった場合は、付与機関から受領したプライバシーマークのロゴデータその他一切の資料(バックアップのための複製を含む。)を、速やかに付与機関に返還し、又は付与機関の指示に従って廃棄しなければならない。付与機関は、廃棄を指示したときは、廃棄した旨の証明書の提出を求めることができる。

## 第3章 権利の保全

(協力)

- 第8条 付与事業者は、付与機関がプライバシーマークに係る権利の保全を行う場合は、誠意を もってこれに協力しなければならない。
- 2 付与事業者は、第三者がプライバシーマークに係る権利を侵害していることを発見した場合、 速やかに付与機関に連絡するものとする。

(第三者との紛争の解決)

第9条 付与事業者がこの規約に反してプライバシーマークを使用したことにより、付与機関が 第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合、付与事業者は、自己の費用と責任においてこ れを解決し、付与機関に何らの負担もかけないものとする。

(違反に対する措置)

第10条 付与機関は、この規約に違反した付与事業者に対し、是正措置の要求、プライバシーマークの使用停止、付与契約の解除、違反事実の公表又は法的措置等を講じることができる。

#### 第4章 改正

(改正手続)

第11条 この規約の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て付与機関が行う。

# 様式1



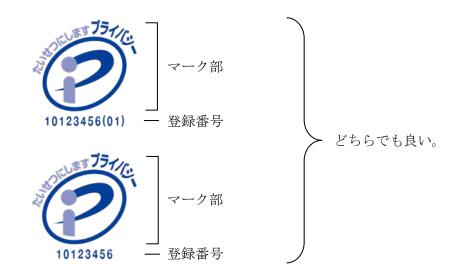
# 様式2



### 別紙 1

プライバシーマークの表示

- (1) プライバシーマークは、付与機関が付与事業者に交付する「プライバシーマークの表示条件」(以下「表示条件」という。) によること。
- (2) プライバシーマークは、下記に示すように、登録番号を付して表示すること。ただし、プライバシーマーク付与を受けた回数を示す番号(括弧で表示する数字)の表示は、付与事業者の任意とする。



- (3) 登録番号は、表示条件によること。
- (4) プライバシーマーク付与が、乙の事業または事業所の一部について行われた場合は、下記 に示すように付与の範囲を告知する文言を付してプライバシーマークを表示すること。



(5) プライバシーマーク指定審査機関及びプライバシーマーク指定研修機関へのプライバシーマーク使用許諾についても、上記(1)~(3)を準用する。

# プライバシーマークの表示条件

プライバシーマークは、下記に示すように、登録番号を付して表示すること。 表示する場合には、登録番号が目視できる状態で表示しなければならない。



# 禁止事項

- ・付与機関が提供したデータをそのまま使用し、 加工してはならない。
- ・書体と縦横の比率を変えてはならない。
- ・字詰めを変えてはならない。
- ・指定色から変更してはならない。
- 1. プライバシーマーク表示方法
- (1) 背景色との関係
- ① 背景色が薄い色の場合

基本カラーを使用

楕円を白マドに加工して 周りを線で囲っては



② 背景色が濃い色で背景との判別が難しい場合

白抜きの使用可 指定の余白を確保したうえで

別の色で枠を設けて使用

楕円を白マドに加工して 使用してはならない

周りを線で囲っては ならない



③ 背景が地紋や写真の場合 原則使用してはいけない。ただし、ほとんど薄い色アミと見なされるような地紋や写真の 時のみ、可とする。

## (2) 枠との関係

「枠」とは色の境界線で表わされるものを指し、前項(1)①及び②の「線」とは異なる。



# 比率の基準

④を4として、プライバシーマーク周辺の間隔を1とし、4:1の比率で間隔をあけること。

① プライバシーマークの周りに色の境界線で枠を設け、窓のように使用する場合



② プライバシーマークの周りに色の境界線で丸い枠を設け、丸窓のように使用する場合



# (3) ウェブサイトでの表示

ウェブサイトにプライバシーマークを表示する場合、付与機関が運営するプライバシーマーク制度のトップページ(https://privacymark.jp/)にリンクさせること、もしくは付与機関が提供する方法によること。

## 2. プライバシーマークの指定色

## (1) 基本カラー

C:50 M:40 Y:0 K:0

> R: 141 G: 147 B: 200

※特色指定の場合は DIC222 の 50%



C: 100 M: 80 Y: 0

K : 0

R:0 G:64 B:152

※特色指定の場合は DIC222 の 100%

# (2) モノクロ (単色印刷用)

C: 0 M: 0 Y: 0

K: 40

R: 153 G: 153 B: 153 10123456 (01)

C: 0 M: 0 Y: 0 K: 100

R : 0 G : 0 B : 0

## (3) 白抜き(背景色が濃い色の場合に使用)



# 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel: 03 - 5860 - 7563

Fax: 0 3 - 5 5 7 3 - 0 5 6 2

URL:https://privacymark.jp/